

共同研修室利用団体登録申請書

年 月 日

新潟県立図書館長 宛

下記のとおり共同研修室の利用登録を申し込みます。なお、利用に際しては新潟県立図書館規則及びそれに基づく規定と裏面のルールに従います。

団体名			
代表者名			
住所	〒		
連絡 責任 者	ふりがな		
	氏名		
	住所	〒	
	連絡先	電話番号	
		FAX	
Eメール			
活動目的 (※具体的に ご記入ください)			
施設の利用内容 (※具体的に ご記入ください)			
会員数			

処理 欄	受付日	処理日	交付日	利用登録番号	有効期限
	年 月 日 (受付者)	年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日

共同研修室利用団体登録をされる方へ

新潟県立図書館

利用のルール

利用にあっては次の事項を守っていただきます。

- 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしないこと。
- 施設及び設備を損傷する行為をしないこと。万が一、汚損又は損傷等した場合には損害を賠償しなくてはならない。
- グループ構成員以外の一般を対象とした活動をしないこと。
- 活動目的、施設利用内容が営利目的や企業活動(企業研修や会議、また料金を徴収して行うセミナーや物品販売、勧誘、キャッチセールス、ビデオ鑑賞等)及びこれに類似した活動でないこと。
- 活動目的、施設利用内容が実技を伴う利用(手芸、工作、アロマセラピー、料理、運動(エアロビクス、ヨガ、体操を含む)、碁、将棋、チェス、オセロ、カードゲーム、マジック、書道、生け花、絵画、演劇、音楽演奏、合唱等)及びこれに類似した活動でないこと。
- 政治、宗教等の活動で、他の利用者へ影響が及ぶおそれがある活動(布教、勧誘等やそれに類似した活動)でないこと。
- 飲食はしないこと。ただし飲み物に限り、フタ付きボトル(ペットボトルや水筒等)の利用は、認めるものとする。その際には、当館所蔵資料の取り扱いに十分注意し、万が一資料を汚損等した場合には、弁償しなくてはならない。
- 上記のほか、図書館の管理運営上支障がある場合は利用を中止します。

※上記の内容を理解し、承諾しました。

氏名

代理人氏名

代表者との関係